令和８年１１月２０日　開会

令和８年 第３回

寒 河 江 市 議 会 臨 時 会 議 案

寒　　河　　江　　市

目　　次

１　報告第９号　損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について ――　１

２　報告第１０号　損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について ―　３

３　議第４５号　令和８年度寒河江市一般会計補正予算（第５号） ―――― 別冊

報告第９号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２０日　提　出

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

専第１０号

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、昭和５６年９月１１日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

１　損害賠償の原因

令和８年８月２６日午前１１時３７分ごろ、学校職員が業務のため、寒河江市本町二丁目１８９番の寒河江市本町駐車場に公用車で東側入り口から進入しようとした際、不注意により前の車の進入と同時に、公用車を前進させ、降りてきた駐車場入り口のゲートバーに公用車のフロントガラスから屋根付近を当て、ゲートバーを破損したものである。

２　損害賠償請求者

アマノマネジメントサービス株式会社　代表取締役　中丸　幸夫

３　損害賠償の額及び条件

⑴　寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金３３，０００円を支払う。

⑵　損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和８年１０月２日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

報告第１０号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２０日　提　出

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

専第１１号

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、昭和５６年９月１１日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

１　損害賠償の原因

令和８年５月７日午後３時３０分ごろ、寒河江市字下河原地内の市道三泉堤防線において、損害賠償請求者が運転する車両が、市道の欠損箇所に入り、車両の一部が破損したものである。

２　損害賠償の請求者

寒河江市在住の２０代女性

３　損害賠償の額及び条件

⑴　寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金２８，８４８円を支払う。

⑵　損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和８年１０月１４日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗